

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリ以外での活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年8月4日  
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリ以外での活動制限が8月9日まで延長されました。
- 今回の指示では、当館管轄地域である東カリマンタン州、南カリマンタン州、北カリマンタン州の制限内容及び対象地域に変更はありません。

1. 8月2日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリ以外での活動制限を8月9日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年28号及び29号)を発出しました。制限内容や対象地域に変更はありません。

2. 今回の指示では、当館管轄地域である東カリマンタン州、南カリマンタン州、北カリマンタン州の制限内容及び対象地域に変更はありません。これまでの活動制限については、7月26日付け当館お知らせ( <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100216741.pdf> )を参照してください。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

4. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染状況は改善していません。在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意するとともに、今後、感染状況が更に悪化する可能性も念頭に、不要な移動は避けるなど、御自身や御家族の安全の確保に努めてください。(了)